

## 論 文

# 東日本大震災の総括と課題と将来展望 －大震災から学んだ教訓の伝承－

多賀直恒\*1

キーワード：震災、原発事故、活断層、事故調査、憲法と制度、国策民営、放射能

### プロローグ「原爆と原発」被爆と被曝

この大震災で、何が変わって何が変わらなかつたか？ 科学技術は進歩し発展してきた。地震国日本の地震に対する学問とその対策はどうであったか？ 結論的にいふと、国際化の時代にガラパゴス化の殻にとじこっていたのではないか。環太平洋の周辺でこの百年間にマグニチュードM9の地震は5回起こっている。日本の地震学はM8が限界と考えていた。世界はスリーマイルズ島事故、チュルノブイリ事故を経験して原発の建設を抑制してきたのに対し、日本はその間隙で増設を推進してきた。安全神話のもとでシビアアクシデントは起こらないと高をくくっていた。現実はM9の地震が発生し大津波が襲って福島の事故が起こった。

開沼博、山本昭宏<sup>32)</sup>は文芸批評「28歳研究者原子力を問う」で原爆による被爆という悲劇を経験した日本で2011年、東京電力福島第一原発事故という原子力の更なる「悲劇」が起きたと。悲劇の経験からわれわれは何を学ぶべきか。次世代を背負う若い研究者は、今何を考えているのか。福島県いわき市出身の開沼博は、原子力の宣伝広告が当たり前の存在だった。原子力研究テーマのきっかけは、平和教育や人権問題での原爆のことは殆ど教えられない現実の違和感から、大江健三郎「ヒロシマ日記」岩波新書に刺激を受けた。研究を始めて感じたことは、「原発問題」を語るフォーマットがすでに出来上がっていた。原発事故後の被災地や被災者の「典型」のイメージが作られ情報が消費されていく。メディアの中に「ブランド被災地」「ブランド被災者」ができているこの状況がある。ヒロシマ

についても同様のことがいえる。被爆者に「日本は核保有すべきだ」という意見の人がいても、大会などで発言する機会が与えられない。「被害を受けたからこそ平和を願う」という文脈に即さないと結果的に排除されてしまう。

戦後日本は「被爆の記憶」があったからこそ「原子力の夢」に向かった。占領は終わって1950年代前半、広島・長崎の原爆被害の報道が解禁され反核兵器運動が高まる。戦時中は左翼活動家であった武谷三男でさえ、「原発で殺された人々の靈のためにも、日本人の手で原子力の研究を」と述べている。「被爆体験を何とか肯定的な方向へ向かう力にしたい」という切実な心情があった。今の福島にも「被害はチャンスである」と前向きにとらえようとする空気がある。

今後のエネルギー政策を国が明確に示せないことをどう見るか。経済成長で社会をよくするという目標を失って「政治の言葉」が無効化し、せり出してきた「市場の言葉」。経営的な視点で不合理や無駄を批判する言葉が非常に力を持ってきている。ここ10年その事情言葉が原子力を礼賛し今も原子力を維持しようとしている。日本は成長という夢を見てきて、そこから覚めたくない、と駄々をこねている。夢から覚めたら不幸かというと「それなりにいいよね」と若者は感じている。

### 1 震災後の思想の地平

1) 公共と私権<sup>1)</sup> 私たちが考える道具として使ってきた言葉や概念は、東日本大震災を契機で大きく揺ら

\*1 山口福祉文化大学 ライフデザイン学部

いだ。明日を切り開く力を持たせるために、鍛えなおしの試みが始まっている。戦後の日本の民主主義の根幹は、国家と個人の関係をどのように考えるか。公共と私権を建築家と憲法学者の対話を通して、信頼を築き、個人を開示する試みがある。「公共とは」に関し駒村圭吾と山本理顕が、「復興の原理としての法、そして建築」と題したシンポの中で、公共性の問題を語り始めた。建築家の内藤廣は、「公共」や「共同体」と「プライバシー」と。どう考へても相反しそうな考え方がある。実はつながりがあるのではないか。そんな驚きの議論が繰り広げられたシンポジウムが2012年3月東京・田町の建築会館であった。建築家と憲法学者という異色の組み合わせである。<sup>2)</sup>

それは東日本大震災の復興の現場で鋭く向き合った建築と法律の関係を考える試みである。建築制限がかかっている津波の被災地で「自分の土地に家を建てて何が悪い」といわれたら、「公共の福祉」を理由に制限することができるのか、という疑問を呈した。憲法22条は「公共の福祉に反しない限り」居住の自由を認めているからだ。「公共の福祉を考えることはこの60年以上、放っておかれたのではないか。だから私権が先に出るのだろう」というわけである。これを、石川健治東大教授（憲法学）は、我が家・わが郷土、我が国といった存在につながるものは、戦後の憲法解釈では「封じ込められてきた」と解説した。

一方、プライバシーの問題を最初に指摘したのは建築家の山本理顕。プライバシーを重視してきた戦後の住宅建築と同じ論理で仮設住宅や復興住宅を造るがゆえに、孤独死などが起きるのではないかというのだ。この指摘を憲法学の立場から引き取った形になったのが、駒村圭吾慶應大学教授（憲法学）で、「今後も自分の情報を聖域的にコントロールするといった、これまで唱えられてきたプライバシーの考え方でいくのか」と語り始めた。「情報は時間や空間を超えて漏れていくし、現代生活を行う上で、ある程度個人情報を開示して行かざるを得ない」と指摘。「悩みを打ち明けても裏

切らないと期待できる人にはプライバシーを開示する」といった信頼関係を築いていくことが、地域的な共同体につながる、という提案をした。新しい公共性の考え方を示したといえそうだ。まるでメビウスの輪の上を進むような展開。震災復興という極限の状態が生み出した議論とも言えそうだ。

山本理顕は力を込めて語った。「駒村さんの考え方は、建築を造る上での希望のような気がする。それを空間にどう置き換えるかが我々の課題だ」このテーマは、仮設住宅の孤独死の問題へと繋がっていく。

**2) 巨大地震と憲法** 東日本大震災と憲法をめぐる論点として、憲法は災害にどうかかわっているか<sup>3)</sup>。原発事故はすでに、何十年も消えない傷跡を残している。日本国憲法は、2012年5月に施行から64年を迎えた。東日本大震災は、復興と私権という難問を突き付けているほか、最高裁が「一票の格差」に「違憲状態」という判断を下すなど課題は山積している。この震災を契機に、憲法が保障する国民の権利を巡っても様々な課題を浮き彫りにした。

日本国憲法は誰のためにあるのか。⇒もちろん国民のためにある。

基本的人権は誰のためにあるのか。⇒これも国民の権利を守るためにある。

現実の日本の姿はどうか。格差と貧困が増す中で果たして富の再分配は十分行われているのか。子どもの貧困率 OECDの平均を上回り7人にひとり苦しい生活を強いられている。ひとり親の貧しさを各国の状況を比べると、6割近くが貧困に陥り30か国中で最も悪い。

主な論点は、幸福追求権、住所移転などの自由と生存権、財産権、非常事態規定に関してみよう。この震災は復興と私権、線引課題などに関して憲法論議に一石を投じた。

＜財産権＞ 憲法第29条 津波の被災地で街中に積み重なった大量の瓦礫の処理が復旧・復興の大きな障害になっている。早期復興のためには瓦礫の処理を急

ぐ必要があるが、元の所有者の財産権を侵害する恐れがあるとして、自治体関係者は手を付けるのを躊躇しがちである。憲法29条は個人の財産権を認めると同時に、公共の福祉のためには制約できるとも規定している。災害復旧に当たって「公共の福祉」との兼ね合いが焦点になっている。

＜幸福追求権・居住、移転などの自由＞第13条「何時になれば自宅に帰れるのか」。憲法13条は幸福追求権を認め「国政の上で最大の尊重」を求めている。福島原発から20km圏内を「警戒区域」に指定して、原則、立ち入りを禁止したことに関して、住民の不満は大きい。憲法第22条は「居住、移転などの自由」を認めている。警戒区域にとどまる住民を強制的に避難させるか、許可なく侵入した際に罰則規定を適用するか——。政府は手探り状況にある。政府内では津波の被災地を「居住禁止区域」とし、住民を強制的に高台に集団移住させる案も浮上している。しかし住民が自らの判断で「住み慣れた土地」「先祖代々の土地」に戻りたいと主張した場合難しい判断が迫られる。

＜生存権＞ 第25条 憲法は「健康で文化的な最低限の生活」を保障する。津波で壊滅的な被害にあった市町村や、事故を起こした東京電力福島第一原子力発電所の周辺では、長期にわたって本来の住居を離れることを余儀なくされただけでなく、働く場も制約される可能性が高い。政府が被災者に提供する「衣食住」の水準が議論になる可能性がある。

＜非常事態規定＞ 憲法に条文なし 憲法には今回のような巨大地震に当たって、首相や内閣に特別に強い権限を与える規定はない。危機管理に詳しい佐々淳行は「憲法の大きな欠点は非常事態対処の権限を首相に全く与えていないことだ」と指摘する。災害対策基本法により、首相は災害緊急事態を布告することができる。しかし、国会の事後承認などが必要で、現実には使いにくいという。

**3) 災害対策基本法** 災害対応を憲法はどう規定しているか。

(1) 緊急時権限、内閣に委任を 国会の関与、限定的に 危機管理組織新設も課題

⇒日本は平常時と非常時の切り分け不十分 非常事態の際の対策限定列挙方式には限界 内閣官房機能だけでは震災の対応は困難

(2) 防災計画の実効性を高めよ 合意形成の枠組みを 真のリスク情報開示課題

⇒「想定外」とはコスト的に無視していた状況 災害予防のための私権制限規定はすでに整備 現行法制を前提にして運用面の見直し急げ

(3) 減災は大震法の見直しから 国の防災会議が当面取り組むべき防災対策をまとめた。西日本で想定される「南海トラフ巨大地震」や都市直下型地震に備え、人命を守ることを最優先した対策づくりや首都機能の代替地選びを急ぐことを提案した。東日本大震災を踏まえ、一通りの対策は持ったといえるが、根本的な問題が抜け落ちている。東海地震を予知できることを前提に34年前に定めた大規模地震対策措置法をどうするのか、触れられなかつたことである。

大震法では、駿河湾周辺で「前兆」と見られる地殻のひずみなどが観測されると、しかし、地震の場所や規模、時間を数日前に予測する直前予知ができる科学的な根拠に乏しい。南海トラフ巨大地震は、震度VIIの地域が東海から九州まで及ぶ広域震災になる恐れがある。これらの法律を一本化して、被害を最小限に抑える「減災」に向けた、国としての統一性のある仕組みを確立する必要がある。<sup>4)</sup> 東海地震の監視で気象庁が運用している観測網はこのまま継続的に行うことには問題がある。

(4) 「災害復興法学」 大震災を教訓に東日本大震災の復興に向けて、法律はどのように役立ったのか。またその限界はどこにあったのか——。こうした分析を「災害復興法学」として体系化しようとする動きがある。立法・被災地の法律相談を纏め講義をした。法律相談に赴いた弁護士「岡本正(33)」は、「被災者が本当にどういう悩みを持っているのか、法律の切り口から

迫れるし、貢献もできる。そのことが分かってほしかった」。そのような課題に取り組んでいく試みが始まっている。

## 2 文化的視点で科学を見直す

**1) 倫理・社会学からのあり方 精神性を取り戻す必要がある。** 東京電力福島第一原子力発電所の事故をきっかけに、科学技術の在り方を巡る議論が広がっている。近代科学の原点にある精神を再検討し、実用一辺倒の「工学」の運用を見直したり、倫理学などの人文学者の考え方を取り入れたりすべきだとの声が上がる。

「安全神話」を支えてきた従来の科学観が揺らぐ今、社会との関係を問い直して科学の新たな役割を探る動きが始まった。<sup>5)</sup>

2012年1月終わり1冊の本が話題になった。なぜマルトダウンを防げなかつたのかを究明し、科学技術の運用を文化の問題として考えようという視点がある。

「事故の本質を科学だけの問題としてとらえるのは難しい。技術者の倫理の在り様や、誤った判断を導いてしまう社会・組織の特質など人文・社会学を活用しなければ解明できない」と。

山口栄一同志社大学教授(物理学) FUKUSHIMA プロジェクト委員長の言である。チームは、法律家や倫理学者も参加し横断的に意見を交わして問題の核心に迫ろうとしている。

2012.8.11 声では「原発事故 検察捜査に期待する」 東京電力福島第一原発の事故を巡り、東京、福島、金沢、名古屋の各地検は東電や原子力安全保安院、原子力委員会などの政府関係者の幹部に対する告訴・告発を受理し、刑事事件として立件できるか、捜査が始まることになった。取り返しのできない大事故を惹き起こして、誰も責任を取らないで幕引きをすることはあってはならない。国会の事故調査委員会も「自然災害ではなく人災」と断定している。

**2) 活断層が今なぜ問題なのか** 朝日新聞 2012.8.11 国の大きな基本政策である「エネルギー政策」を決め

るに当たって、現存する原発をどのように考えるか。原発が立地している地域の活断層の存在が再稼働や存続に大きく関係することが分かつてきた。北陸地方にある志賀原発や大飯原発の地下の活断層の存在が問題視されている。存在が確証されれば原発は再稼働できない。2012.9.26の原子力委員会の会議から、審査見直しを報道した。<sup>6)</sup>

**活断層とは一体何か** 専門の科学者の意見と電力会社の受け止め方「死の谷」土岐憲三。<sup>33)</sup> なぜ今まで、これらの原発の断層が見逃されてきたのか。断層の定義は2006年、国の耐震指針改定で拡大した。旧指針では、5万年前までに動いた活断層が対象であったが、新指針では12万～13万年前以降の活動が否定できない断層にまで対象を広げた。これによって、これまで活断層ではないと判断してきた断層も活断層の可能性が指摘されるようになった。審査の甘さも否定できない。耐震指針の改定に伴って志賀原発は08～09年にかけて再評価されたが、07年に能登半島地震が起きて海底活断層の検討に重点が置かれ原発敷地内の断層は審査されなかった。保安院の森山善範原子力災害対策監は「もう少し丁寧に見ればよかった」と話している。設置後に原子炉の直下に活断層があることが分かった場合、廃炉にするかどうかの明確の基準はない。原子力規制委員会の判断にゆだねられる。活断層とは一体何か。原発と活断層 疑わしきは「黒」だ。厳しい提案である。

福井県の敦賀原発では、動かないとされてきた敷地内の断層が地震を起こす活断層と分かつた。さらに原発の直下にある別の断層がこの活断層に誘引されて動く可能性も高まった。

原子力規制委員会は2012年11月初めから、全国六つの原発で活断層の現地調査を始める。国の方針では活断層の上に重要施設を建ててはいけないことになっている。しかし経済産業省の旧原子力安全・保安院による審査の甘さが指摘され、新体制で調べなおすことになった。

調査は再稼働する原発を選ぶための作業ではない。不十分だった過去の調査を反省し、専門家が予断抜きで危険性を判断する作業の一環である。手初めは、現在唯一稼働している関西電力大飯原発である。調査団の五人の専門家の中には、敷地内の断層が活断層である可能性を指摘している研究者も含まれている。過去の審査にとらわれずに、徹底的に調べて説得力のある判断を示してほしい。活断層とは、過去に活動し将来のずれを起こす可能性のある断層のことである。ここで地震が起これば、直上はもちろん、周辺にも大きな揺れをもたらす恐れがある。大飯の場合、F-6と呼ばれる断層である。2号機と3号機の間にあり、重要施設である非常用取水路の直下を走る。別の断層と連動して動く可能性も指摘され、活断層なら原発の運転には致命的となる。規制委の田中俊一委員長は活断層の可能性が高ければ、3・4号機の停止を求める方針である。現地調査は北陸電力志賀原発なども順次行われる。調査の結果、活断層なら無論だが、断定に至らなくても疑いがあれば、安全優先の立場から「黒」とみなすべきである。

東京電力福島第一原発では、津波の危険性が指摘されながら東電が軽視し、対策を怠ったことで事故に結びついた。同じ轍を二度と踏んではならない。原子力規制委は現地調査と並行して、活断層の審査指針なども来年夏までに改める。島崎邦彦委員長代理は、12万～13万年前以降に動いたとする断層を活断層とする現行の指針を、40万年前より後に動いたものとする考え方を示した。活断層を40万年の間に繰り返し動いたものと規定する政府の地震調査研究推進本部の見解に合わせる形である。見落としをなくすため、安全審査の幅を広げるのは当然である。

### 3) 先端技術と国的基本的な将来像

エネルギーを考える「原子力からシフトを」という提言が注目される。代替エネルギー研究で知られる飯田哲也<sup>7)</sup>の提案の注目の背景には、「エネルギーを原子力に頼ってよいのか」という問題意識の高まりがあ

る。今のエネルギー論議をみると、世の中の人々は「原子力は避けたい」と思っているが、「やはり必要」という刷り込みに影響されている。原子力関係者は「原子力は継続するが、ほとぼりが冷めるまで石炭火力と天然ガスでつなぐ」というシナリオを描いている。そこで戦略的エネルギーシフトとは、現行では10%程度である自然エネルギーの割合を2020年までに30%、50年には100%に上げることを目標に掲げている。自然エネルギーの内訳は水力や太陽光、風力、バイオマス、地熱発電である。ドイツでは、電力に占める自然エネルギーの割合を過去10年で6%から16%に高めた。今後10年で35%に伸ばす目標を持っている。政府が政策的にテコ入れをすれば投資や技術開発が進み、市場が広がっていくという見本でもある。加えて原発に象徴される大規模なシステムに依存し、電力会社が独占し国家が一元的に管理するという現状を改め、「小規模・分散型」のエネルギーシステムへ移行すること。

なぜ脱原発でなくエネルギーシフトなのか。脱原発も反原発もバックミラーを見るイメージがあるからだ。後方に去っていく原子力だけに着目する語感がある。エネルギー論議には全体的な視点が欠かせないはずである。

### 3 神話の陰の科学と倫理<sup>8)</sup>

**1) 東電福島第一原発1号機** 歴史では40年になる東日本大震災で崩れた「安全神話」はどう築かれてきたのか。その時関係してきた科学者は科学・技術・倫理をどのように考えたか、その背景にあるものは何か。<sup>9)</sup>—「原子力村」は産・政・官・学の固い結束に結ばれた伏魔殿である。それは広大な村が形成されそれは発送電分離の動きを阻止した。

「原子力村」には、専門性のベールに加え、身内同士で固める殻で、電力会社の社長といえども容易に口出しできないと経済産業省の元幹部は言う。原子力部門は伏魔殿。そこを東電が支え、経済社会全体が支える構造になっている。原子力村は東電の外へも広がって

いる。1955にこの部門は発足した。3千人の技術者を抱える。

— 安全性を過信し対応を後手とした。日本では自主的対策にまかされた。スリーマイルズ島事故で炉心溶融が現実になる。チェルノブイリ事故発生で米仏独は1980年代の内に、過酷事故対策として、ベント設備の追加を決めた。国内では原子力委員会が1992年にAccident Managementの自主的導入を勧告、電力業界は渋々受け入れた。事故が起きてても現実を直視しようとしていない。安全神話の病根は深い。

— 「後進の町」共栄の果て 1960年代に続々立地計画をもたらした 福島県も積極的に原発を誘致した。首都圏に比較的近い茨城・福島両県の沿岸部で、広大な用地を購入できる場所の条件で原発用地を東電は探していた。大熊・双葉両町は条件にぴったりはまった。

— 「増設容認」カネの魅力 交付金に固定資産税収も、原発マネーに財政を依存し、増設を繰り返す。麻薬中毒者のように佐藤栄佐久は言う。「依存性からの脱皮は容易ではない」結局、他に原発立地の場所がない状況で2号機、3号機と増設を余儀なくされた。

— トラブル隠し体質今も プルサーマル燃料再利用種々のトラブルが発生し、東電と霞ヶ関での対応で地元は軽視された。

— 「国策」と追随 立地と政治家が密接 米国は1979年のスリーマイルズ島事故以来原発を新設していない。日本は86年のチェルノブイリ事故を経てもなお、政界、財界、官界が一体となって「安全神話」を守り、国策を推し進めた。世界の状況に反して、安全神話を守り、原発の増設を続けた。

— 現場の要 自負と怖さと 作業員の大半は地元採用 原発の作業を怖いと思ったことはなかったが、今回初めて不安を感じた。第一原発の作業で上限放射線量は250mSvシーベルトに引き上げられており「線量が多少高くとも問題はない」と判断した。通常の状況は、ICRPは100mSvシーベルトという基準があるが。

— 地震警告 耳をふさいだ国 耐震指針は運動開始

後 地震学者の弁、原子力研究者の安全判断 国の地震調査委員会の委員長の言葉などは、原発の安全設計にどのように関与したのか。曖昧で未解明の部分が多い。

— 「ムラ復活か」<sup>37)</sup> 地元は困惑 原子力規制庁は2月1日、日本原子力発電敦賀原子力発電所の断層を評価する専門家会合が開かれる6日前に「活断層の可能性が高い」とする報告書案を日本原電側に渡したとして、同庁の名雪哲夫審議官を内規に基づく訓告処分にしたと発表した。原子力規制委員会は1日付けで名雪審議官を更迭し、出身官庁である文部科学省に出向させた。規制庁は職員が事業者側と単独で、職員が事業者側と単独で面会することを禁じている。今回の問題を受けて、規制委の田中俊一委員長は職員に「幹部のこのような行為は誠に遺憾だ」と通達した。

問題は、敦賀原子力発電所の断層調査に関する報告書は、なぜ原案の段階で事業者にわたったのか。「より実のある議論がしたかった」。旧科学技術庁出身の名雪氏は規制庁幹部の事情聴取にこう答えたという。会合の前後、日本原電は名雪氏に対し「事前に報告書案を見て議論の準備をしたい」と繰り返し訴えた。東京電力福島第1原発に対する国会の事故調査委員会は、規制機関が事業者に虜に陥っていたと痛烈に批判した。規制庁幹部が事業者に事前に情報を漏らすのは行政の透明化の観点から許されないことである。

**2) 事故原因の究明** 四つの事故調の結論に、(東電の報告 政府事故調 国会の事故調 民間の事故調)にコメントをする。不思議な評価 震災・原発事故に関する調査委員会の報告をどう総括するか。<sup>10)</sup> 福島原発事故と対応の不手際で政府や電力会社、科学者に対する国民の信頼は著しく損なわれた。日本の危機管理能力への不信の目は海外からもむけられた。事故の原因を究明し教訓を得ることが信頼回復の第一歩である。国会が初めて民間人による独立した調査機関を設け、政府の事故調と異なる立場から調査をして公表したこととは意義深い。未解明の事柄は多数残っている。

東日本大震災から1年半が経過した。東京電力福島第一原発の事故を究明する、政府、国会、民間、東電の四つの調査報告書が出そろった。巨大地震と大津波に見舞われ、三つの原子炉が次々と炉心溶融するという史上最悪の事故は避けようがなかった。事故の姿はようやく見えてきたが、その答えを得るにはまだ時間がかかる。

事故の原因に関しては、津波・地震に見解は割れる。圧力容器、格納容器、非常用復水器などの冷却装置について「地震発生から津波到達までの間、機能を損なうような損傷が生じた可能性は認められなかった」という指摘がある。現場の初動に関しては、判断ミスとの指摘もあり、東電事故調は、対応は現実的に困難であったと操作ミスの疑いも否定している。東電の本質は、その責任を厳しく追及している。傷から考えて事態に臨むという姿勢が十分でなかった。リスクマネジメントの考え方に対する根本的な欠陥があったという指摘に対して、東電事故調は、「想定した高さを超える津波」と結論付けて自己批判は甘い。安全規制機関は機能不全に陥り能力不足であった。事故直後の官邸の現場への介入が事故対応へ悪影響を及ぼした。SPEEDI（緊急時迅速放射能影響予測ネットワーク）については、住民の避難への活用が可能であったという見解と、活用は困難であったという正反対の結論がある。政府による住民の避難指示については、東電を除く三つの事故調は「不適切であった」と厳しく批判した。

東電原発事故を検証した三つの事故調の委員長は日本学術会議のフォーラムに参加して今後の調査を続ける必要性を話した。北沢宏一氏（民間事故調）は「もう一度事故が起つたらどう止めるのかは大きな問題だ。今後も技術的に詰めていかなければいけない」畠村洋太郎氏「うまくいくことばかり議論するのではなく、うまくいかない考え方を探る学問を作らなければならない」と訴えた。黒川清氏は、国内も原発技術者を例に挙げ「世界の人たちと頻繁にトレーニングして、世界から評価される人がどんどん出てこないといけない」と語った。

新たな事故原因にかかわる事実が指摘された。<sup>36)</sup> 福島原発事故の原因が津波なのか地震による揺れであったのかが、今後の対策の重要な要であった。原因究明のため国会事故調は、緊急時に原子炉を冷やす「非常用復水器」が揺れて壊れた可能性があると原著調査を求めた。それが東電の虚偽説明で拒まれた。理由は福島第一原発1号機の現場は、照明があるのに「真っ暗で危険」と誤った情報を伝えた。しかし調査要望があった時点で既に4階には仮設の照明が設けられ、少なくとも「真っ暗」との説明は誤りであった。

東電は調査を妨げる意図はなかったと釈明している。しかし事故調に誤った情報を伝え、結果的に調査が行き届かなかった責任は重い。地震の揺れで原発の重要な機器が破損していたかどうかを巡り、国会と政府の事故調の見解は分かれている。非常用復水器は原因究明でカギを握る装置の一つである。このままでは、新安全基準ができても大きな疑問を残すことになりかねない。

### 3) 自治体・専門家・科学者の倫理

研究者と寄付の関係を原子力分野こそ透明にしなければならない。新聞論調は、金の力は影響があると解説する。<sup>11)</sup>

原発の許認可や安全規制にかかわる大学教授らが、電力大手や原発メーカーから多くの研究費や寄付を受けている。このような経済的な繋がりはきちんと公表した上で、働いてもらうのが筋だと主張してきた。そうしなければ国民からの信頼は得られないと考えるからである。しかし情報公開のルール作りが進まない中、金銭授受の事実が次々に明らかになってきている。政府関係だけでなく、福井県の原子力安全専門委員会の委員にも、関西電力の関係団体から寄付が行き渡っていたことが分かった、看過できない問題である。そもそも研究者と寄付の問題をどう考えるべきなのか。だが、金銭のやり取りが政策を左右することがあってはならない。これはあらゆる科学分野に共通する難題と

言える。こんな前提の上に立ったうえでとりわけ原子力分野は厳格な対応が求められると考える。研究の応用が事実上、発電所に限られる分、他の分野に比べて関係者の範囲が狭く、政界・業界・学界の関係が濃密且つ閉鎖的になっている方である。これではいけない。寄付を受けた教授連はこぞって「委員としての活動・発言には影響しない」という。これを強弁と受け止められないためには、積極的に情報公開するしかない。米国では、原子力に限らず、すべての諮問委員会に適用される法律で中立性と透明性の確保を規定している。

**地方自治体への寄付** 東電、東通村にも「寄付」原発費名目で 7600 万円 朝日新聞によると、東京電力の福島第一原発事故後、青森県東通村に対し、7600 万円を支払ったことが調べで分かった。東電は東通原発の建設費として処理したが、経済産業省は「寄付に近い」と判断している。東通村経営企画課は取材に対して「東電からの入金はない」と説明していた。8 月に六ヶ所村への入金が報道されると一転して「支払いがあったことを確認した、質問に対する誤認がありお詫びする」と文書で回答している。東通村は東電や東北電力からの入金を決算上「雑入」に繰り込みカネの出所や金額、使途を明記していない。同課は「東電などから非公開にすることを求められている」と説明している。

#### 4 巨大地震にどう備えるか

**1) 千年に一度の地震に対処する 新しい日本の課題** 内閣府の有識者会議とは一体どのような立場のものか、河田恵昭は、新聞記事とテレビインタビューの中で、震度VIIのゆれが 10 県を襲う。最悪で東日本大震災の 17 倍の 32 万人が命を落とす。東海沖から九州沖を震源域とする、南海トラフ巨大地震の被害想定は桁外れに大きい。起きたら被害は重く見つめなければならない。ただこれはあくまで千年に一度の地震と津波が起きたらという「最悪」の想定である。数字だけ見て「とても逃げられない」と諦めることこそ「最悪」である。むしろ注目すべきは、速やかな避難を徹底すれ

ば、津波による死者を 8~9 割減らせるという指摘である。政府は、数十年に一度と言うレベルの津波に対しては防潮堤などのハードで備える方針である。しかし、巨大地震の大津波を、海沿いに高々と防潮堤を巡らせて防ごうというのは現実的でない。長い目で見れば、街づくりを根本から見直す必要がでてくる。市街地を内陸に移すかどうか、それに掛る社会的な費用を災害の頻度とあわせてどう計るか、という問題と向き合わなければならない。

では、明日地震が来たら。それでもできることはある。それが「避難」というソフト面の対策である。どうすれば、みんなが地震後に直ちに安全な場所に逃げられるのか。大切なのは、それぞれの地域で避難計画を練ることである。

津波からの避難は、車は渋滞するので徒歩が原則である。だが東日本大震災では 5 割の人たちが車で逃げた。自力で歩けない家族や、高台が遠くて歩きでは間に合わない人もいる。そんな家庭や地区は車を使ってもよいか、地域で話し合って緩やかな合意を作成しておきたい。

市町村は、高台への避難路など逃げるための備えを急ごう。高台に代わる避難ビルの指定は東日本大震災後の半年で倍に増えたがまだ足りない。怖いのは津波だけではない。揺れによる建物倒壊でも数万人の死亡が見込まれる。しかしこれも住宅の耐震化率を今の 8 割から 9 割に上げれば犠牲者を 4 割減らせるという。今できることを積み重ねる。それはより現実的な「数十年に一度」レベルの地震の備えになる。

#### 2) 南海トラフ巨大地震と避難<sup>12)</sup>

死者 32 万人回避への道の対策は、避難が一番

— 確実に避難 どう実現するか 死者 32 万人という衝撃的な想定が公表された東海トラフ地震。津波被害が予想される自治体や住民は対策を急ぐ。国は、「逃げれば助かる」と呼びかけるが、高齢者や地形が避難を拒む。東日本大震災以後、太平洋沿岸の自治体は、避難所や避難ビルの見直しや増設を相次いで進めてき

た。国が求める「まず避難」の取り組みである。しかし順調なケースばかりではない。国の中央防災会議は7月の報告書で「地域事情によって自動車での避難も容認」との姿勢を示した。43キロの津波が予想される高知県黒潮町も車の使える「大動脈避難路」の整備と「利用を要介護者に制限するルールを話し合う」という。中央防災会議は、学校や社会福祉施設の高台への移転も促した。

一 避難時の混乱を防ぐ 東京都が見直した首都直下地震の被害想定では都内で338万人の避難を迫られる。東日本大震災では都内主要駅で帰宅困難者にあふれた。帰宅困難者に対する対応は民間との連携や協定が頼りになる。しかし順調に理解が得られるケースは多くない。けが人が出た場合などの責任の所在が問題となる。区は全面的に責任を負うことを協定で盛り込んでとにかく場所を提供してくれればいいことをはっきりさせ、協力先を増やしたいと話す。国の中央防災会議は「避難者を減らす対策が必要」であり、より根本的な策として、避難を迫られる人の抑制を求めた。カギを握るのは建物の耐震化を進め、巨大地震に耐えられるようすることである。

一 台風・噴火同時も警戒 複合災害も課題である。「多くの住民が籠城を迫られる」満潮時に海面より低い低平地に住む住人や最近富に増えてきた高層住宅やマンションに数週間閉じ込められる恐れがある。内閣府が想定した公表した南海トラフ地震の死者数などの被害想定で、気象条件として考慮したのは風速だけ。台風や集中豪雨などと同時に地震が起きる複合災害の想定は今後の課題としている。

一 東海重視見直し急ぐ 施設整備・観測網に地域差  
東海地震は1978年施行の大規模地震対策特別措置法で「予知が可能」とされた唯一の地震である。大震法に基づき指定された強化地域は国が施設整備を手厚く補助してきた。文部科学省によると小中学校の耐震化率は静岡県や愛知県は98%に対し、広島県は60%台である。施設整備に地域差が顕著に生じている。内閣府

は東海地震予知について科学的な考え方を纏める調査部会を設置した。10月を目途に地震予知研究や現在の観測体制などの情報を集約して纏め、国土の防災力を均衡を保ちつつ高める工夫が求められている。

一 首都代替拠点どこに 危機管理、聖域なく議論をこれまで代替拠点に決まっていたのは、最も遠くても首相官邸から30キロ圏の立川市。5都市では、かっての首都機能移転論議を髣髴とさせる誘致合戦が始まろうとしている。活気づいているのは福岡市。高島宗一郎市長は「国も福岡がふさわしいと認識している」と主張する。2019年度までに転出予定の九州大箱崎キャンパス跡地を候補地に挙げる。大阪市や名古屋市も誘致の働き掛けを行っている。

### 3) これまでの対策は

「1000年に一度」の巨大地震に対する対策転換が迫られ相次ぐ想定引き上げを検討してきたが、内閣府は南海トラフ地震と首都直下地震の被害想定をし、予想を超す津波に対しては、避難を見直し、高台集団移転の動きがある。地域住民の全員同意のハードルは高く、到達2分シェルターも、高台移転の動きも多くの議論がある。大都市に存在する木造密集地に固有の問題として、大火災を警戒と避難場所確保急ぐことが求められる。行政を超えた広域連携が必要であり、再構築を急ぐ。救援区画体制の維持模索 都市機能の分散移転も具体化で候補として関西か九州などの都市名を挙げられ実現を検討している。

## 5 安全の意味を問い合わせ直す

1) 外国の人々から見た日本 世界的視野に立って、科学者、専門家、文化人等が安全に関して、安全とは何か、それを考えてみよう、外国からの学者の立場、日本の科学者は、そして日本人自身にとって生活中の安全を考えることが重要ではないかを検討する。<sup>13)</sup>

原子力規制に関して、政府事故調が開いた国際会議に来日した海外の専門家ら意見をみると（日経2012.2.26）会議では、日本の安全文化が不十分だとい

う意見が、海外の原子力専門家から相次いだ。ラコスト仏原子力安全庁長官「事故はあり得ないと思うのではなく、ありうると考えて対策すべきだ」とし、電力会社は規制で求められる水準以上の安全対策を探るべきだと指摘した。スエーデンホルム保険福祉庁長官は、福島第一原発の事故後暫く作業員が線量計をもてなかつことに対し「大変驚いた。安全文化を改善すべきだ」と注文をつけた。発足する予定の原子力規制庁が環境省の外庁となることへの批判もでた。米原子力規制委員会メザーブ元委員長「政治的に独立し、不適切な介入が行われない組織にすべきだ」と述べた。「炉心溶融の発表が遅れ、国民や海外の信頼が失われた。」(チャン韓国科学技術院教)「米国では原子力規制当局は議事録を取る慣行がある」(メザーブ)などの意見もあつた。これら指摘を受けた畠村洋太郎事故調査検証委員会委員長は「安全文化と真正面に向き合わないといけない。」と、最終報告への反映方針を示した。

**2)限界のないリスクという観点<sup>14)</sup>** わたしたちは、どうやら途方もないリスクの中で暮らしていると、ドイツの社会学者ウーリッヒ・ベックは、今回の災害や事故を次のように表現している。これまでの交通事故や自然災害は、一定の場所、一定の時間、一定のグループに対して起こったが現代社会が生んだ新しいタイプの事故・不確実性の象徴である」といつている。現在日本人の多数はまだその現実に気が付いていない。いくつかの課題を、前の時代の問題を解決するために人は新しい考え方や社会の仕組みを作り出し、技術を開発して次の時代を築く。ところが今度は、その「解決策」自体が新たな課題となってのしかかる。話を聴きながら、原発や金融市場だけでなく、他にも当てはまりそうに見えた。政党、ナショナリズム、マスメディア・・・・。

**3)日本の科学者の立場と意見 原発列島 「ニッポン安全なのか」** 国内にある 54 基の原発のうち 52 基が停止している。人類史上最悪レベルの東京電力福島第一原発事故で「安全神話」が崩壊し、安全性を確認

できずにいるためである。再稼働に向けて政権は、地元説明の前に「安全」の判断をする方針だが、今ある原発は安全といえるのか。どう考えたらいいのか。原子力推進派と脱原発派、双方の立場からの識者の意見を検討する。<sup>15)</sup>。

(1)第一は災害に対する備えは 原子力安全委員会の原子炉安全専門委員会長を長く務めた工藤和彦（九大特任教授・原子力工学）は、国の安全審査で、地震や津波に対する安全は十分確保されていたか。東日本大震災に被災した原発のうち、運転中の 11 基は全て揺れを検知して自動停止し、原子炉を停止し冷却できた。もっと強い揺れが柏崎刈羽原発を襲った 2007 年の中越地震でもすべて止まった。原発の耐震性はかなり確保されている。明暗を分けたのは津波である。これは認識不足であった。

一方で地震国の中日本は原発が適さないという主張がある。自然災害にも限界がある。どこか線引きをしないと世の中は成立しない。運転をやめるほうが理想的という 海渡雄一（弁護士）は、数多くの原発訴訟を約 30 年に亘って手がけてきた。

地震や津波に対して原発は安全と思うか。東日本大震災より大きい災害はある。例えば、浜岡原発は想定東海地震の震源域の真上にある。地震の揺れで原子炉が自動停止できなかったり、大配管が破断したりして今回以上の急速な炉心溶融や放射能大量放出に至ることが考えられる。原発を停止していく方向が理性的である。原発をなくすと国はやっていけないという意見には。今回の事故で政府は、首都圏の大半が避難対象になる最悪のシナリオまで想定した。そういうことを踏まえた上で、経済との兼ね合いを言って欲しい。

(2)第二は、原子炉の耐用年限をどう考えるか。 30 年を超えた原発は止めるべきだという井野博満（東京大名誉教授・金属材料学）原発批判の研究者で作る原発老朽化問題研究会のメンバーである。原発は 40 年で寿命廃炉ですが 確かな証拠として「照射脆化」を調べる。中性子を浴びて圧力容器が脆くなる現象をいい、

その度合いを確かめるために同じ材料の試験片を炉内に入れてある。40年寿命を想定して5・6組を圧力容器に入れ順に取り出しては脆化の状況を調べてきた。圧力容器の耐用年限は40年ですが、第一世代と呼ばれる70年代の原発は、容器の材質が非常に悪い。銅とか不純物がたくさん入っている。中性子が当たると不純物が固まって脆くなる。製造レベルが改善されたのが74年である。圧力容器に使われるには何年か掛るので材料がよくなつたのは80年代から。だから30年を超えた原発は全て止めるべきである。

劣化部品替えて延命したらと奈良林直（北大教授・原子炉工学）東芝で27年間、自ら事故を収束させる機能を持つ原発を研究してきた。専門家は老朽化ではなく「高経年化」といいますが、「高経年化」というと人間が老化するイメージを抱くかもしれません、動脈、静脈に相当する配管を新品に交換することができる。そこが人間と違う。原子炉圧力容器の脆性化を危ぶむ識者がいるが、寿命を延ばす前提として、劣化部品の取替で延命できると。

(3)第三は、内部のテロ対策強化 宇根崎博信（京大原子炉実験所・エネルギー科学）原子力委員会の原子力防護専門委員会の技術検討委員を務める。⇒原発をテロの攻撃から守る対策は 城の守りであると、原子炉はコンクリート壁で周囲は柵でも入り立ち入り制限区域を作るなど多重に防護している。

内部の人間が悪意を持って行動すれば、確かにどんなテロ対策も内部を知り尽くした人間が行動を起こせば機能が一気に弱くなる。「内部脅威」というソフト面での対策も強化している。

テロの標的になる恐れを考えると原発は危険すぎると、テロは自然災害と違って人間が起こすものである。しっかりと対策をとれば脅威を未然に防ぐことができる。

情報の隠蔽進む恐れを懸念する西尾 猛（原子力資料情報室共同代表）市民の立場から30年以上、原子力政策の監視・批判を続ける。

原発を標的にしたテロへの対策は十分なされてきた

か。米同時多発テロ以降、警察や海上保安庁による原発警備が強化されましたが、結局、対策にも金と時間がかかるとわかると、「日本では起こらない」ということにする。今回の事故はテロ対策に重要な影響を及ぼした。原発テロが簡単に起こせることを全世界に知らせてしまった。原子炉本体を攻撃しなくとも電源と冷却水供給を断つだけであれだけの被害になるのであるから。テロ対策を強化すれば、リスクは減るか テロ対策を名目に、原発関連情報がこれまで以上に隠蔽される恐れが出てくる。

**4) 放射能の安全基準設定の問題** 国民の生活の立場から食の安心から考える矛盾が多々指摘されている。  
(1)国で基準値を設定 放射能の影響を考える場合の基本的な問題は、先ず人体に対する影響である。受けた放射能の量即ち線量によって、それから受け方によって、つまり短時間に急激に大量を受けた場合と徐々に長時間にわたって受けた場合とでは当然違う。現実に過去の事例に基づいてそれが経験的に規定されている。歴史的には、放射能の発見から医学への応用や戦時中の原爆の開発実験そして原爆投下、さらには水爆実験による海洋汚染、更には、原子力発電所の事故や各種放射能扱う施設での放射能漏れなどの事象に関するデータなどが基本的な判断材料となる。この中には公開されたものや非公開のものも含まれている。

現在問題になっている3.11大震災による原発事故による原子炉体のメルトダウンや使用済み核燃料の環境への漏洩による環境汚損により人体が被曝した場合の影響が対象となっている。

(2)被曝のカテゴリー 人体への影響は、外部被曝と内部被曝に分類され、外部被曝は人間が呼吸し、食事し飲料する過程で人体内に入る被曝の総体で考える。狭い意味では、人間が通常の生活で食事をし、飲食をする過程から人体内に取り込む食料と飲料水が目下の対象とされているが、自然被曝や呼吸により空気中からの被曝があり、医療でレントゲン撮影などによる循環的な被曝もある。通常の生活で人間が一生のうちでど

のくらいの被曝量が許容値なのか検討されていて、一般には 100 ミリシーベルトが ICRP などの基準値として提示されている。

(3) 基準値の設定 しかし日本国内ではその基準値を一応の閾値として、種々のバックデータを参考に各種食糧などの基準値・規定値が設定されている。一般的国民には非常にわかりにくいし、設定の値ではたして健康に対して安全なのか十分な説明が行われていないのが現実である。国際的な基準値は ICRP が定めている。これは医療業務などを対象に設定された経緯がある。日本国内では、明確な基準値がなかった。福島原発事故を契機に暫定値が事故直後に設定された。その後検討されて 2012 年 4 月の政府の国としての規定値が設定された。

しかしこの値が政府の行政単位の設定であり、監督対象機関でまた対象物でまちまちの設定の考え方があり国として政府としての統一的な放射能汚染に対する被曝の基準値が明確でない。具体的にたとえば、農林水産省（農産品・水産品の産地の明確化と種別の規定値）文部科学省（学校で児童生徒に与える影響値）厚生労働省（食品の基準値 原発現場の労働者の累積被曝量）通商産業省（工業製品、輸出時の測定）環境省（除染に関する当該地での規定値）など。

(4) 自主規制 更に問題を複雑にしているのは、生産者と消費者の間の流通過程で基準値をより厳しくして見かけ上、安全基準を上げることにより消費者の安心を勝ち得ようとする動きがある。これは必要以上に基準値を上げて市場で競争する悪循環を醸し出す原因になる。

この点を検討するために、通常の一般国民が生活上、どのくらいの放射能を被曝しているかの測定があるが、その数値をみると、通常に基準値の数%以下というデータもあり、不必要に基準値を挙げることは人間の健康上にとっても意味のないことである。

(5) 放射能の測定 次に基準値を厳正に守るためには、現物の実測、放射能測定をしなければならない。それ

には測定器と測定技術が必要になる。また、サンプル調査にするのか抜き取り調査にするか、悉皆調査をするのか、そして、產品によって想定方法・想定技術など対応する具体的な手段が異なり、実施に当たってはさまざまな困難や課題が付きまとう。

結果として国民は安心して生活し食事をし、水を飲むことができるか、その限界なり基準値からどのように判断をしたらよいか十分な説明がなされていない。

(6) 健康への影響 人体への影響も、大人と子供、妊娠婦で違うし、体内に蓄積された放射物質は体内から放射能を発して遺伝子や DNA などに影響を及ぼし遺伝子を破壊されれば、疾患や子孫にまで影響がある可能性が出てくる。

(7) 情報公開と情報の共有化 説明責任を明確にすることにより国民が安心して生活できる。

以上、困難な課題を国や政府は早急に国として国民に十分理解ができる説明が必要である。

## 6 国の政策と住民の意識と行動

1) 国の政策と民意の反映 今後日本はどうなるか、大きな歴史の岐路に立っている。この明治維新後 150 年の間に二次大戦の終結そして 3.11 の大震災をうけて、その日本国民の意思の表現に係っている。地震国日本の安全政策の基本を真剣に考える時である。

エネルギー基本計画足踏み 「脱原発方針曖昧」「政府のエネルギー基本計画」は中長期的に原子力や火力、自然エネルギーをどれだけの割合にするかなどを盛り込んだ基本方針である。エネルギー政策基本法に基づいておおむね 3 年ごとに見直す。計画は閣議で決定され自治体や電力会社は計画の実現に向けて努力をする責務を負う。その政府のエネルギー政策の柱となる新エネルギー基本計画がなかなかまとまらない。

今的基本計画は 2010 年に見直され、原発の割合を 30 年に約 5 割に引き上げることを目指している。ただ 3.11 の東京電力福島第一原発事故が起きたため、菅直人前首相が「白紙から見直す」と指示した。野田政権

もこれを引き継いでいる。9月には関係閣僚によるエネルギー環境会議で「30年代の原発ゼロに向け、あらゆる政策資源を投入する」という革新的エネルギー・環境戦略を決めた。

事故後の世論調査では、原発の将来について増設、廃止、現状維持に三分されている。エネルギー政策の決定に当たり、討論型世論調査実施をする。政府は国民的議論の方法を明らかにした。2012年6月29日、エネルギー・環境会議で30年の原発割合を、1)「0%」、2)「15%」、3)「20~30%」とする三つの選択肢を提示。全国で意見聴取と討論型世論調査を踏まえて8月末に新しいエネルギー政策を決定する予定であったが結論を先送りした。

「エネルギー政策の選択肢と脱原発の行方」は、2012.8.21NHKで諸富京大教授は語った。2030年までのエネルギー政策を三つの選択肢から選ぶ。国民の意見やパブリックコメントの結果、7割が1)の0%を選択、2), 3)は1割程度であった。意見は8万件以上あった。国民の世論と政府の考える政策との間のギャップを埋めるのに苦慮している。経済界は政府案にも反対し、国民の意向と対立している。国は中間をとつて2)に意見をという心つもりではあったが、国論が意外と強いので、対応で困った。国は、国民の意向を反映するためにPCを行ったが結果の反映する方法を明らかにしなかった。有識者会議を設定して判断を仰ぐつもりか。電力の需要供給のバランスはピーク時の対応十分に余裕があった。火力による燃料費のコスト高騰により再生エネルギー・シェルエネルギー有効活用の可能性が出てきた。結論的に政府は、現状のどう決断するか迷走している。

## 2) 原発訴訟 民意はどう判断されたか

「原発は危険」と指摘してきた各地の訴訟原発の安全性を巡る裁判は、これまでほとんど原告敗訴だった。これまでの原発訴訟で原告勝訴は2例だけ。高速増殖原型炉（もんじゅ）（福井県）の設置許可を無効とした2003年の名古屋高裁金沢支部の判決と、北陸電力志賀

原発2号機（石川県）の運転差し止めを認めた2006年の金沢支部の判決である。

周辺住民の問題提起は司法判断に適さないのか。事故を経験した今、司法は原発とどう向き合えばよいのか。日本の司法の問題点と課題を考える。志賀原発訴訟 もんじゅ訴訟 伊方最高裁判決 原告たちの主張は安全判決に改めて検証する。だが、いずれも上級審で原告が逆転敗訴した。<sup>17)</sup>

伊方最高裁判決 伊方原発1号機の設置許可取り消しを求めた訴訟の上告審で最高裁は1992年、原告敗訴の判決。「行政庁の判断に、現在の科学技術水準に照らして不合理な点があるかどうか」「手続きに看過しがたい過誤があるか」などの判断基準を示し、立証責任は行政側にあるとした。

国策と民意の司法判断 元最高裁判事の言 原発を巡る訴訟で原告に寄り添う判決を出した印象はほとんどない。裁判官は「素人」世論や専門家に迎合する誘惑はあるが、国の政策を否定する訴えは認めにくい。

最高裁には、行政庁の言ることは基本的に正しいという感覚がある。その論理立ては、「行政庁の自由裁量」という最高裁の逃げ道が用意されている、一つは専門技術裁量という安全性について「見過ごしがたい過誤・欠落」がない限り、高度の専門知識を備えた行政庁の判断を尊重する。もう一つは「政治的裁量」で、例えば、「経済活動に原発は必要」といった行政の政治的判断にゆだねる。特に最高裁は、地裁、高裁よりも国策的な問題について軽々しく判断しにくい。<sup>18)</sup>これが司法の流れを作ったとされる。

周辺住民の問題提起は司法判断に適さないのか。原発事故を経験した今、司法は原発とどうむきあわせよいのか。安全性に踏み込む判断をどう考えるのか 環境裁判官は逃げている。3.11後、裁判所も変化し、中越地震後、勝訴信じ込み立証尽くさず悔いが残る。

数多くの原発訴訟が提起されていたのに、司法はなぜ国の原子力安全行政の不備をチェックできなかったのか。原発訴訟の取り組みは、なぜ脱原発に向けた世

論の広がりにつながっていなかったのか。多くの疑問が残る。

### 3) 脱原発ドイツの選択

日本の原子力発電所の事故を受け、ドイツ政府が「脱原発」を決めたのは 2011 年 6 月である。2022 年までに 17 基の原発すべてを止める計画には殆どの政党が賛成し、エネルギー政策の転換が始まった。目標は明確、カギは効率である。雑誌「世界」2012 年 1 月号 89-95 ドイツ「倫理委員会」の報告書より 訳解説 三島憲一<sup>9</sup>、によると、「原発利用に倫理的根拠はない」と明言している。脱原発を目指すドイツに学ぼう、という意見「倫理委員会」という名称にひかれ、ドイツ首相が設置した「安全なエネルギー供給に関する倫理委員会」の格調高い報告書を読んだ。委員には宗教家、哲学者、リスク社会学者、環境学者が含まれ「脱原発」を 10 年以内に達成することを明確な目標と掲げている。福島の原発事故のことがたびたび登場する。「福島の事故は人間の予防策には限界があることを証明している。原子力エネルギーのように、評価不能なリスクが存在する場合は倫理的責任の観点から絶対に許されない」という趣旨の主張が展開される。日独の倫理観の差が原発に向き合う姿勢の違いになって表れている。人命よりも経済を優先し、原発再稼働を急ぐ日本とはなんと違うことか。委員の一人のミランダ・シュラーズさんは来日の際「そもそも日本は地震大国にもかかわらず原発を作っていること自体、私はおかしいと考えます」と述べている。「国際社会は、ドイツが原子力利用から離脱に成功するのかどうかを、大きな関心を持ってみている。もしこれが成功すれば、他の国々に大きな影響を及ぼすだろう」と国を挙げて取り組むドイツ。これこそ当事国日本が真っ先に取り組むべきことではないか。

ドイツが脱原発の道に回帰して 1 年半になる。10 年後の 22 年までに 17 基の原発をすべて閉鎖する。そんなゴールを見据えて、産業界や社会が一斉に動き、新たな雇用やビジネスが生まれている。政府の明確な目

標と計画のもと、素早い行動で果実を手にする。脱原発に向けて日本が学ぶべきことは多い。脱原発への確固たる目標に自然エネルギーへの支援策をうまく組み合わせて、経済や社会の活性化につなげる。

ドイツの再生可能エネルギー拡大目標は、2010：2030：2050 年に対して 1) 1 次エネルギーに占める比率 18：30：60 2) 発電量に占める比率 35：50：80 3) 温暖化ガスの排出量削減率（1990 年比）を—40：—60：—80～95、と想定している。<sup>19</sup>

ドイツのエネルギー政策転換 ドイツの経験と直面する課題は、日本に多くの示唆を与える。

ドイツの電力供給体制 脱原発に対する目標の設定 欧州では国境を越えて送電網が広がり電力の相互融通ができる。

再生可能エネルギー導入支援政策では、欧州の政府債務危機をきっかけに「費用対効果」を見直す傾向が高まった。補助金の半分は太陽光発電に費やされるのに発電量は 3% に留まると説明する。フェルトハイム住民は「エネルギー自給の村」として「国に頼るのではなく、自分たちで新しい共同事業を起こすことが重要だ」と強調する。エネルギー政策の転換で注目されているのは「熱」である。発電で生じる熱を暖房用に供給する事業を拡大する。将来の国際競争力のカギはエネルギー効率を可能な限り高められるか否かが問題である。<sup>20</sup>

脱原発ドイツの発想を参考に、日本の世論は 国のエネルギー政策に関する世論型議論は、文明の生態史観・高度文明国の現実と将来や国の行き方、エネルギー政策を根本から練り直す。脱原発の考え方としてドイツの脱原発の基本的な考え方がどの程度参考になるか。日本に必要なのはそんな発想と行動ではないか。

## 7 専門家の証言と信頼

### 1) 専門家の証言

専門家は、専門の世界に閉じこもって生きていくことは許されない。常に社会とのかかわりを持ちながら

専門性と社会との関係を説明する責任を有すると考える。いわゆる説明責任を果たす義務がある。それには、専門の分野が社会にどのような影響を与えていたか、社会全体の中でどのように位置づけられているか、専門性と総合性の中で客観的な見方が必要である。

#### ◇東日本大震災1年 明日への証言<sup>24)</sup>

東日本大震災は科学者にも大きな問題を突きつけた。超巨大地震の可能性を予測できなかった地震学、後始末に長い年月がかかる原発事故、影響が予測しきれない放射能汚染。震災発生から2年になろうとしている機会に、問題点や将来に向けた課題を専門分野から議論し地震学と原子工学と放射能という立場から考える。

#### ◇地震学の課題

M9 地震を想定できなかった日本の地震学は、社会・国民に対してどう説明するか。単なる反省では済まされない社会的責任と研究者としての倫理的責任がある。地震国日本での地震環境に対して、世界標準を考慮せずガラパゴス化し、1960年にあたかも地震予知研究を現実性があるかの説明を国会で行い、東海地震を国家プロジェクトとして大震法なる法律まで作る地震防災政策の基本を提示してきた。その結果の最近50年間の日本における地震被害状況をどのように説明できるか。

地震学は国の防災政策に直接関係し、国の関係の審議会や諮問委員会などに地震学を代表して直接国の政策に関与してきたその責任はどう考えるか。科学者の立場からの説明が十分になされたとは考えられない。地震の将来の発生に対する学問・科学はどう答えるのか、安全に対して地震学はどのように説明するのか、「30年確率予測」と「緊急地震速報」は社会に対して役立っているのか。

1978年大震法なる法律まで制定させて、地震予知に傾斜したわが国の地震防災政策をどのように方針転換させるか。一端動き出した国家プロジェクトを方向転換することは、未だ難しい課題であり、関連する予算と人材が連動して、ダム建設と同様に政策転換ができる

かがカギである。学会も同様な人材が存在し、主義主張も革新派と旧守派混在して統一方針を外から見ていると明確にできない体質のまま状況が時間とともに流れている。

#### ◇原子力工学の問題

二番目は原子力を平和利用する目的で実用化する科学者と生産する工学の立場から、安全神話を偽装し「原子力村」なる、電力を中心とした集団の果たした役割をどのように反省しているか。原爆投下、原水爆実験、スリーマイルズ島事故、 Chernobyl 事故などの重大事故の歴史的考察と安全に対するバックエンドを含めた総合的な技術の要請に対する未完成未熟な状況に対して、今後の10万年にわたる管理の状況をどう考えるか。

原発の廃止に対する電力、経済界、一般政治勢力からの必要性の主張と、一般国民や住民の多くの脱原発の主張の間の考え方の隔絶は、一般論に基づいているのか、人間の生命の安全、生活の安全から原発技術は安全と言い切れるのか。原発の今後の扱いには、検討すべき課題が非常に多くある。1952年アイゼンハウバーの原子力の平和利用宣言は、過去の原爆投下に対する罪をカモフラージュする幻想ではなかったのか。平和のために人類はその有効利用の技術をもたらしたか、未完成で未成熟のまま原発は実用化され、危険リスクを度外視して、あるいは隠蔽して利用してきた付けが今回の事故につながったのではないか。原発を生産する人材養成に始る巨大組織を構成し、技術のプラス面を強調してリスク面を隠すムラ社会から脱却が最重要課題ではないか。電力の需要と供給に留まらず、コスト、廃炉、核廃棄物の処理、再生エネルギーへの転換、10万年掛る保管の年限など関係する課題を総合的に情報公開し国民が共有化して国民判断が求められている。

#### ◇放射能汚染の問題

この震災が、人間にとて生命と生活の安全に対する重要課題として、放射能が人体に与える影響をどの

ように今後対応して行くのか。

大震災で重大事として顕在化した人体に対する放射能の影響は、医学を中心に平和利用されているが被曝の程度を日常生活の中でどのように管理していくかという問題に対する総合的で科学的な政策が未解決のまま政策的にも分散し、社会的にも各個別に専門化したセクションでの試行に終始し国際的にも ICRP などの基準数値が統一的に扱い方法など未解決・未決定のまま放置されている。

20 万人の人の命を奪った原爆の放射能の威力と怖さ、その後の原爆症、そして水爆実験による隠された放射能リスク、JCO 事故、1979 年事故スリーマイルズ事故、1986 年チェルノブイリ、2004 年中越地震による柏崎浮羽原発の被害などの放射能による数々の被害例は、人体に対する大きな危険信号であった。その状況を放置したまま、日本では 2011.3.11 の大震災と事故が起きた。今日日本の社会には、放射能に関する統一的な政策ではなく社会も市場も勝手な基準で動いている（参考⇒放射能の議論 5 （4））

放射能のリスクにどう向き合うか、これまでのこの分野のデータは十分に公開されてこなかった情報と事実関係を公表して評価基準等を徹底的に議論し国民にその安全基準と人体への影響を表現できる形で提示すべきである。一部企業や関連業界の自主規制や科学的な根拠、衛生的な根拠のないままの仮想安全に対する国民を惑わしてはいけない。現状から将来に対して生命への影響と日常生活での安心感を与える政策を学会と政治的国民に対して示す責任がある。

## 2) 学会の意見と立場<sup>22)</sup>

地震と原発に関係する学会が、この大震災を契機に自らの立場や反省などを発しているが、その意見の観点が、組織というよりは多分に個人的な意見の陳述や弁解や主張であり、学会という組織の統一見解がない。一応は反省と見直しを掲げているが「地震予知」に関しての議論も大きく立場と考え方が分かれている。基本的に世界の趨勢は短期の地震予知の可能性はない

というのが常識であるが、これまでの国家予算を投資してきた観測体制などに關係した研究者は歯切れが悪い。純粋に学問的・科学的な発想とは思えない状況ではないか。半年ごとに学会の全国大会やシンポジウムで議論は続いているが明確な学会としての表明はない。その他、地震情報、緊急地震情報は社会に有用な情報を伝えているのか甚だ疑問である。

## 3) 哲学者・経団連会長のダイアログ<sup>23)</sup>

今、一般の国民は何を手掛かりに生き、どこに判断の根拠を求めているのか、科学者が信頼を失い、政治家が不信のとき、われわれは何を求めどのように判断し行動すべきなのか。哲学者と経営者の考えに、何が違うのか。物事を過去・現在・未来の長い時間経過の中で判断する立場と、当面の問題処理に意識を集中して行動し選択をする立場の違いではないか。

哲学者は、国全体の歴史文化を背景に状況を総合的に考える。原発事故は「文明災」であり、自然との共存に帰ろうと主張する。

震災や原発事故で、何を考えたか。文明が変わらなくてはいけないし文明を基礎づける哲学も変わらなくてはいけない。現代に科学技術文明を基礎づけたのは 17 世紀フランスの哲学デカルトである。科学が発展すれば、人間は自然を奴隸のように支配できるという彼の哲学が人類の思想となった。この原発事故を見て、事故は文明の災害である。大切な変わり目の機会を与えたと？ すんなりできるだろうか。哲学が今や大きく揺らいでいる。文明はそれを支えているエネルギーが問題。最初は森林を伐採してエネルギーにしたのだけれど、最も効率の良い石炭や石油が見つかった。ただ、いずれも実はかつての動植物であった。20 世紀になって原子力が発見された。人間の力を超えたエネルギーで、温暖化防止にも役立つ、人類の救世主のようにも考えられたが実は悪魔のエネルギーであった。一部の人は原発容認を言っているが 10 年 20 年の対策としては必要だとしても脱原発は歴史の必然であると梅原猛は断言する。

一方、財界経済界を代表する経団連会長の米倉弘昌は、あくまでも原発ゼロが夢である。でも短期的には再稼働が必要とその考えを述べた。その背景には、経済界、財界の現状を直視してそれを代弁し過去から将来への展望や社会変革と国民の生活を考えないと云々。経団連は、原発を早く再稼働するように求めている。エネルギーというのは産業及び国民生活の基礎インフラである。日本がこれだけ経済成長できたのも安定的なエネルギーの供給があったから。経済成長ではエネルギー需要が上がる。今後日本は財政健全化、維持可能な社会保障制度のために、10年先までの経済成長が必要と考えている。そのためにはエネルギーをどう確保していくかが非常に重要なことである。中長期では原発の位置づけは変わるだろうか。節電や省エネも進めなければならない。今の再生可能エネルギーは水力を除けばコストのかかる不安定な電源。これをコスト的にも質的にもどう高めるか。風力もコスト的には水力に次ぐ安さになってきたが、低周波が出る問題をどうするか。解決すれば、トータルで原発の比重はかなり減る可能性はある。政府はエネルギー基本計画を見直しと言う。経済成長をどうみて、どういうエネルギーを組合せていくのか。原発はないに越したことはないが、それは夢だと思う。産業自体が成り立たない状況にまでしてすぐさま辞められるのかと米倉弘昌の言である。

**4) リスクと科学者の責任** リスクと科学者の責任、立証待つ間に現実の被害 BSE に関するイギリスの事例  
(中西準子 原田正純)<sup>23)</sup> イギリスの科学者たちの判断と結果として生じた BSE による人間への感染に対して生じた具体的な影響をどのように考えたか。科学技術と政治的な判断の試練であった。確率的に考えた人体への影響と BSE によるヨーロッパ社会牧畜への影響を重視した。

地震研究者が知る危険を社会変革に利用すべきである。「原発震災」警告の神戸大名誉教授石橋克彦は、原発の耐震審査の見直しに際し、電力会社と意見が折り

合わず委員の席を蹴った。2006年原子炉の耐震安全性の見直し過程で改訂内容を不服として委員を辞任した。「原発震災」という言葉で1997年から地震による原発事故と震災の複合を警告していた。原発の専門家ではないが工学者が地震を甘く見ていると思って、「原発震災」を警告した。社会は科学をどう生かすか。自然の成り立ちを理解して、土地利用や社会の在り方を選択するのは社会であるが、そのための正しい知識を提供するのが科学であると。<sup>24)</sup>

## 8 歴史と将来 歴史家が見た災害

**1) 近現代史を東北から問う** 「生存」軸に日本を再考する大門正克<sup>5)</sup>（横浜国大・日本近現代史）は、大震災・原発事故の後、日本人はこの状況をどのように対応し生きていくべきなのか。長い歴史の流れの中からその拠り所を求めるには何をすべきなのか。歴史は何を応えてくれるかを深く考察する。更に放射能汚染・地震・津波による被災、それらが引き起こした地域社会の崩壊に対して、歴史学はいったい何をなしうるのか。生存の歴史として考えた。企画をした横浜国立大学教授大門正克はいう。歴史学は縦割り意識が強い。例えば、農村女性の労働環境は研究しても、それが当時の女性の暮らしにどのように影響を与えたかに関しては考えようとなかった。

**2) 原子力の平和利用の社会史** 吉岡 齊<sup>25)</sup> は、新版「原子力の社会史その日本の展開」（朝日新聞出版 2011.10）はじめに、日本の原子力開発利用の歴史を、草創期から最近までカバーする鳥瞰的な通史として描いたと述べている。著者は、こうした鳥瞰図を、批判的な歴史家の視点で描いている。批判的という意味は、原子力開発利用の推進当事者に対して、「非共感的」な立場をとっている。

科学技術史の物語は、試行錯誤を重ねながら発見や発明を成し遂げた科学者・技術者に対する共感に満ちたストリートとして描かれることが多かった。しかし現代人の常識では、もはや科学技術の発展の性善説をと

することはできない。いかなる科学技術事業も、平和、安全、環境、経済などの公共利益の観点から厳しく吟味しなければならない対象とみなされている。ところが無数の科学技術分野の中でも、原子力開発利用はとくに、公共利益の観点から厳しい視線を注がれてきた分野である。今日の歴史家は常識として、こうした現代的な科学技術觀を持つようになっている。

一般の日本人の感覚として、原爆と原発そして原子力をどう受け止めるか。

広島と長崎の原爆の原体験は、まさに1945年原爆投下により広島と長崎の20万人の非戦闘員を殺戮した。米ソの冷戦下の核実験は秘密裏に行われ戦後の犠牲者を生んだ。第五福竜丸の久保山愛吉は、第五福竜丸ビキニ環礁での放射能被曝しその後亡くなった。これらの原体験は当事者のだけの問題として矮小化されて、一般の日本人の意識や社会の仕組みの中には浸透せず独立して原子力村のような隔絶された組織の中で関係者以外を排除して独自の世界を満喫した。これらの教訓を学ばず、JCOの教訓生きず、そして12年前の事故柏崎刈羽の経験生きず、フクシマの事故が起こった。

### 3) 東北、震災から半年 赤坂憲雄 民俗学者

赤坂憲雄<sup>26)</sup>は、「東北よ 震災から半年 中央に頼らぬ復興」で、自然エネルギーを自然自立の支えにと叫んでいる。近現代史を東北から問う。生存軸に日本再考し自然エネルギーを地域自立の支えにと東北を原点に復興を考える。「東北学」は民俗学を基調に様々な手法を総合した旧来の発想や定説にとらわれない「知の運動」である。彼の東北学は、一切のマニュアルのない方法的模索を開始しなければいけないと記している。今東北は、そのことを求められている。「東北学」を提唱する民俗学者の描く現状と未来を語る。

— 震災直後赤坂は「東北はまだ植民地だったのか」と発言した。「食糧も電力も典型的です。東京で使う電力は典型的です。巨大な迷惑施設と引き換えに巨額の補助金が落ちる。今まで意識してこなかった構造が、震災を契機にはっきりと浮かび上がった極めて植民地

的な状況である。中心と周辺、中央と地方という構図が依然として東北を覆い尽くしている」と。

— 3.11のあと、巨大な出来事が始まった。途方もない災害の連鎖が始まったのかもしれない。そのことを社会の構造や思考の前提に組み込まなくてはいけないと考えた。

— 福島県の立場は、宮城県や岩手県と違う。県も県議会もドミノのように脱原発を掲げ舵を切った。これまでの福島県ではありえなかつたことである。イデオロギーではなく、生存の危機（原発事故県）にさらされている無数の命の叫び声である。

— 仮設住宅 住民の暮らし 仮設住宅の問題は阪神大震災でも中越地震でも指摘されてきた。画一的だとか過去から学ばなかつたとか、なぜ準備しておかなかつたのか。震災後政府はあわてて大手メーカーに在庫を大量に放出させた。地元の業者を使えば地元に金が落ち雇用も創出される。批判を受けようやく地元志向が生まれた。その結果が地産地消の木造の仮設住宅となつた。

— 今後の復興について、福島に自然エネルギー特区を造ることを提案している。自然エネルギーに拘るのは、それが地域にとって自治と自立の支えになるからである。

— 実は原発立地の町や村が新たな地域社会を立ち上げていく姿を想像できない。原発は、炭鉱と違って地域に歌も物語も生まなかつた。極めて特異な地域社会である。

— 近代の日本社会が戦争以外では経験したことのない新しい苦難の事態である。津波や地震で被害にあつた土地の人たちはいずれ帰ることができる。帰って自分たちの地域を再建するシナリオを何とか描くことができる。でも原発被災地の人たちは難しい。

— 除染 国家プロジェクト 除染活動を大規模な国家プロジェクトとして進める。放射性物質の健康被害を長期にわたって徹底的に調べ、情報を蓄積し、最先端の医療拠点を育てる。原発から自然エネルギーへの

転換を進める特区にする。これによって日本社会は世界がこれから直面するに違いない、たくさんの難問に對して貢献できるし、その責務を負わされていると自覺している。

#### エピローグ「災害文化とは」

災害文化とは自然災害に対し地域が育み、一人ひとりの身に染み込んだ知恵と伝統を指す。記念碑、体験談、心に届きやすい物語が有効である。阪神や東北の記憶に耳を傾ける。災害を描く物語に触れ酷い状況への想像力を養う。とっさに取るべき行動を体に覚えさせる。家庭や個人もきちんと備えを重ねたい。

吉村昭は、三陸沿岸を度々旅している途次ある女性から津波に襲われた時の体験談を聞いたのを契機に津波を調べ始めた。津波の資料を集め体験談を聞いてまわるうちに、一つの地方史として残した著作がある。これは三陸沿岸の災害文化の記録であろう。<sup>31)</sup>

#### [引用・参考文献]

- 1) 震災後の思想を切り開く、朝日（文化），2012.4.23
- 2) 公共とプライバシー 建築家と憲法学者の対話、朝日，2012.4.23
- 3) 東日本大震災と憲法をめぐる論点、日経，2011.5.3
- 4) 減災は大震法の見直しから、日経，2012.8.4
- 5) 科学の見直し、文化の視点で 原発事故契機に、日経（文化），2012.4.14
- 6) 活断層が今なぜ問題なのか、朝日，2012.8.11
- 7) 飯田哲也；「原子力からシフトを」自然エネルギー50年までに100%に、朝日，2011.4.13
- 8) 神話の陰に 福島原発40年 科学と倫理、朝日，2011.5.25
- 9) 三島憲一；原発利用に倫理的根拠はない、世界、2012.1 ⇒ 社説：自然エネルギー ドイツの普及策に学べ、朝日，2011.10.31
- 10) 検証「原発事故報告書」事故原因のどこまで究明されたか核心解明遠のく、日経，2012.7.29
- 11) 社説：研究者と寄付 原子力分野こそ透明に、朝日，2012.4.12
- 12) 巨大地震 どう備えるか、日経，2012.5.2
- 13) 海外専門家ら意見；「日本の安全文化不十分」政府事故調 国際会議、日経，2012.2.26
- 14) ウーリッヒ・ベック；「原発事故の正体」、朝日，2011.5.13
- 15) 日本の科学者の立場と意見 原発列島 「ニッポン安全なのか」、朝日，2012.4.14
- 16) 滝純一；核心「国策民営でゆがむ安全」、日経，2011.5.9
- 17) オピニオン：耕論「原発と司法」（事故を経験した今、司法は原発とどう向き合えばよいのか）、朝日，2011.10.19
- 18) オピニオン・インタビュー：原爆訴訟の沈黙を破る、朝日，2012.5.22
- 19) 脇 祐三；核心「脱原発ドイツの選択」、日経，2012.4.23
- 20) 再考 エネルギー、朝日，2012.1.1
- 21) 瀬川茂子；科学「専門家の証言 地震研究者が知る危険 社会変革に利用すべき」（原発災害告発・石橋克彦）、朝日，2011.4.28
- 22) 学会の意見と立場；社説：「地震と科学」限界を知り、備えよう、朝日，2012.12.29
- 23) 原田正純・中西準子；思潮：リスクと科学者の責任、読売，2006.5.22
- 24) 地震学 反省からの出発：東日本大震災1年 明日への証言、2012年3月8、15、22日
- 25) 吉岡 齊；新版原子力社会史：その日本の展開、朝日新聞社、2011.11.25
- 26) 赤坂憲雄；オピニオン「震災から半年 東北よ、民俗学者、朝日，2011.9.10
- 27) 滝 純一；核心 せめぎあう物理学と工学、日経，2012.10.29
- 28) 原子力規制員会；大飯の断層見解示さず 活断層の可能性めぐり、朝日，2012.11.3

- 29) 梅原猛・米倉弘昌；再考エネルギー，朝日，2012.1.1  
30) 滝 純一；今を解く「地震と原発を巡る問題点」，  
日経，2011.5.1  
31) 吉村 昭；三陸海岸大津波，文藝春秋，2004.3  
32) 文芸批評「28歳研究者原子力を問う」，2012  
33) 土岐憲三；私の視点「死の谷」，朝日，2003.9.17  
34) 放射能の課題：新聞論調の集成，2011-2012  
35) FUKUSHIMA レポート，日経BP社，2012.1  
36) 社説「東電虚偽説明」国会が福島原発調査を，朝  
日，2013.2.8；社説「原発事故の再調査は当然だ」，  
朝日，2013.2.7  
37) 真相・真相「情報漏洩に揺れる規制委員会」事業  
者との対話滞る，日経，2013.2.2；独立性巡り間合い  
手探し；原子力規制委員会 信頼に傷 報告案漏出，  
朝日，2013.2.2

## The Synthetic Aspect for the Huge Events affected in 2011 in East Japan - Lessons learned from great earthquake disaster -

Naotsune TAGA

abstract : Some recommended points of view for the provisions of coming great disaster are suggested in this paper by clarifying much particular discussions and verifications. As the severe detailed examination after the world war2, the fundamental starting point, the mutual relation between Japan Constitution and national human life will be discussed. The comprehension of the reason why this great happening affects is illustrated by two specialized fields, i.e. earth-physics science (seismology) and nuclear power engineering. The main subject is to define the active fault which is seriously influenced to construct the nuclear power plant, what period the interesting fault was acted. This great catastrophe is to be considered as the cause of origin for happening of disaster and destruction are stemmed in the Japanese culture such as a sense of value or a way of living manners and ideology what we called MURA society in Japanese, that is the origin of the cause of disaster. The virtual safety structure for nuclear power plant were constructed as followed such as the idea or concept of assumed aseismic configuration of complete structural frame are constitute of power plant governor, political people, industrial persons and nuclear power engineering specialist. To the future for Japan, earthquake country, the disaster plan project will be indispensable inevitable problem to prepare how prevent the coming probable destructive disasters. The responsibility of the administrative nation for national project to an energy agenda in 30-50 years about the construction of nuclear energy application or industrial actions is give up to be allowed for national people. The evidence of specialist and the loss of reliance are the origin to scientific background which produced huge system of nuclear power plant not incompletely proved to be false fact.